

〈届出の必要な患者〉

当該病院等における初回の診断が行われた患者

- 初回の診断とは

- － 当該病院等において、当該がんに関して初めての、診断及び／又は治療等の診療行為のこと。
- － 入院・外来を問いません。
- － 紹介かどうかを問わず、貴院において、がんに対する診療行為を行った場合には、届出が必要です。診療行為には、ターミナルケアはもちろんのこと、経過観察だけの場合も含まれます。

※ 当室の『全国がん登録に関する Q&A』のページに詳しい例が掲載されていますので、そちらをご参照ください。

- 診断とは

- － 必ずしも病理学的な確定診断を要しません。
- － 画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。

☛ 詳しくは、「全国がん登録届出マニュアル」5ページをご参照ください。

また、当室作成資料「全国がん登録みやぎの手引き【基本編】」にも掲載しておりますので、ご活用ください。